

次のとおり一般競争入札に付する。

なお、この公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係るものである。

平成30年2月9日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 調達内容

- (1) 業務件名及び数量 平成30年度岩手・青森県境不法投棄現場汚染水処理業務 一式
- (2) 履行場所 岩手県二戸市上斗米字小端地内
- (3) 調達案件の仕様等 入札説明書及び特記仕様書による。
- (4) 履行期間 契約締結の日から平成31年3月31日まで

2 入札参加者資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項各号の規定のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第3条第1項の規定による許可を受けていること。
- (3) 法第27条の23第2項に規定する経営事項審査（以下「経営事項審査」という。）を受けていること。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがなされている者（同法第33条第1項の規定による再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがなされている者（同法第41条第1項の規定による更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (5) 破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続開始の申立てをしている者又は破産手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (6) 岩手県暴力団排除条例（平成23年岩手県条例第35号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者でないこと。
- (7) 特定調達契約に該当する県営建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加者の資格等に関する規程（平成8年岩手県告示第427号）第3条第2項の審査を受け、土木一式工事の資格基準に適合すると認められている者（以下「資格登録者」という。）であること。
- (8) 特定調達契約に係る一般競争入札参加申請書（以下「申請書」という。）の提出の日から落札決定の日までの間に、岩手県から県営建設工事に係る指名停止等措置基準に基づく指名停止の措置又は文書警告に伴う非指名の措置を受けていない者であること。
- (9) 入札に参加しようとする者のうちに資本関係又は人的関係がある者ではないこと。
- (10) 1に示した業務に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本関係若しくは人的関係がある者でないこと。
- (11) 申請書の提出の日から落札決定の日までの間に、1に示した業務の請負に必要とする建設工事の種類について、法第28条第3項又は第5項の規定に基づき岩手県の区域内における営業の停止を命ぜられた者にあつては、当該営業の停止の期間が経過している者であること。
- (12) 法に基づき土木工事業の特定建設業許可を受けていること。
- (13) 法第3条第1項第2号に掲げる者に係る同項の許可を受け、土木一式工事に係る経営事項審査の結果に係る総合評点値が850点以上であること。
- (14) 平成14年4月1日以降に、元請として、廃棄物最終処分場又は不法投棄現場の汚染水処理設備について1年以上運用を行った実績を有すること（特定共同企業体の構成員としての実績については、代表者としての実績に限る。）。
- (15) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を1に示した業務に専任で配置することができること。
 - ア 1級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
 - イ 土木工事業に関する監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

ウ 入札書の提出日において雇用している者であること。

3 入札手続等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び問合せ先 郵便番号028-6103 岩手県二戸市石切所字荷渡6番地3 岩手県環境生活部廃棄物特別対策室再生・整備担当（県北広域振興局保健福祉環境部二戸保健福祉環境センター内） 電話番号0195-23-9206（内線237）

(2) 入札説明書の交付

ア 平成30年2月9日(金)から同年3月22日(木)までホームページに掲載すること。なお、本件入札に参加の申請をしようとする場合は、ホームページを確認し、最新の入札説明書及び関係様式を使用すること。

イ ホームページアドレス <http://www.pref.iwate.jp/nyuusatsu/sonota/061505.html>

(3) 申請書の提出期間、提出場所及び提出方法

ア 本件入札に参加を申請する者は、申請書を平成30年2月9日(金)から同月19日(月)までの休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで（ただし、同月19日(月)にあつては、正午まで）に申請書を書面により(1)の場所に持参し、又は到達するよう書留郵便により提出すること。

イ 知事に提出された申請書は、返却しないこと。また、平成30年2月19日(月)正午を経過した時以降は、申請書の全部又は一部の差替え又は再提出を認めないこと。

(4) 入札への参加は、(3)により提出された書類を審査した結果、入札説明書に示す入札参加資格を有すると認められた者に限り入札に参加できるものとする。

(5) 業務費内訳書（総括）及び業務費内訳書（詳細） 入札参加者は、入札書に記載する入札金額に係る数量、単価及び金額を明らかにした業務費内訳書（総括）及び業務費内訳書（詳細）を作成すること。

(6) 入札等の方法

ア 1(1)の件名で総価により入札に付する。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 入札参加者は、入札に当たって入札書に業務費内訳書（総括）及び業務費内訳書（詳細）を添付して提出すること。

(7) 入札及び開札の日時及び場所

ア 平成30年3月23日(金)午前10時 岩手県二戸市石切所字荷渡6番地3 二戸地区合同庁舎2階2-A会議室

イ 郵送により提出するときは、平成30年3月22日(木)午後5時までに(1)の場所に到達するように送付すること。

ウ 提出した入札書、業務費内訳書（総括）及び業務費内訳書（詳細）は、書換え、引換え又は撤回をすることができないこと。

エ 提出の期限を過ぎて到達した入札書、業務費内訳書（総括）及び業務費内訳書（詳細）は、受け付けないこと。

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 手続きにおける交渉の有無 無

(3) 資格登録者でない者の参加 申請書を提出することができること。この場合における入札参加資格の確認は、開札の時に於いて資格登録者であることを前提に行うこととし、その確認により入札参加資格があるとされた者であつて開札の時に於いて資格登録者でない者であるときは、開札の時に於いて資格登録者であることを前提に入札参加資格があるとされた確認は取り消すこと。

(4) 入札の無効 2に示した入札参加資格のない者のした入札、申請書に虚偽の記載をした者のした入札その他入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(5) 入札の無効（資格不適格） 業務費内訳書（総括）で積算した業務価格（税抜）及び入札金額は、一致していなければならない

らないこと。一致していない場合は、入札を無効とすること。ただし、業務費内訳書（総括）で積算した業務価格（税抜）の千円未満の端数の整理をしたことにより一致していない場合は、無効としないこと。

(6) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者であって、開札後に行う具体的に入札参加資格の確認によって入札参加資格があると確認された者を落札者とすること。ただし、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者の当該申込みに係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがあること。

(7) 契約書作成の要否 要

(8) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 免除する。

イ 契約保証金 納付すること。ただし、会計規則（平成4年岩手県規則第21号）第113条第1項各号に掲げる担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、同規則第112条第1号又は第2号に掲げる場合は、契約保証金の納付を免除する。

(9) 1に示した業務に直接関連する他の業務の請負契約を1に示した業務の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無

(10) 関連情報を入手するための照会窓口 3(1)に同じ。

(11) 入札参加に要する費用 入札に参加することを希望する者の負担とし、本件入札が中止された場合であっても、当該費用は、補償しない。

(12) 平成30年度岩手県一般会計予算が議決されなかった場合にあつては、本件調達手続きについて停止の措置を行うことがある。

(13) その他、詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required:

Cleanup and Remediation of the contaminated site dumped illegally, at Ninohe-shi

(2) Time-limit of tender:

10:00 a.m., 23 March, 2018 (By mail tenders must be submitted by 5:00 p.m., 22 March, 2018)

(3) Contact point for the notice:

Special Office for Waste Disposal, Department of Environment and Residential Life, Iwate Prefectural Government, 6-3 Niwatari, Ishikiridokoro, Ninohe-shi, Iwate 028-6103, JAPAN TEL0195-23-9206